

官澤綜合法律事務所
顧問先セミナー2011.4.21

震災に起因する法律問題Q & A

1 基礎知識

2 震災関係相談F A Q [Frequently Asked Questions]

仙台市青葉区二日町1番23号
アーバンネット勾当台ビル10階
官澤綜合法律事務所

弁護士 鈴木 忠 司
弁護士 渡 邊 弘 毅
弁護士 浅 倉 稔 雅

第1 基礎知識

1 民法415条—債務不履行による損害賠償

要件—「債務者が債務の本旨に従った履行をしないとき」—（例）履行不能（債権＝債務成立後に履行が出来なくなった場合）

「責めに帰すべき事由」＝善良な管理者の注意義務（善管注意義務）違反

2 双務契約の危険負担

双務契約＝各当事者が相互に対価的意味をもつ債務を負担する契約

危険負担＝双務契約において、各債務が完全に履行される前に、一方の債務が債務者の責めに帰すべからざる理由によって履行不能となり消滅した場合に、他方の債務は消滅するかの問題。

債権者主義＝他方の債務も消滅しない（売主（債務者）の家屋引渡債務が消滅しても、買主（債権者）の代金債務は消滅しない＝売主（債務者）は代金を請求できる＝買主（債権者）が危険を負担する）

債務者主義＝他方の債務も消滅する（売主の家屋引渡債務が消滅しても、買主の代金債務は消滅する＝売主は代金を請求できない＝売主（債務者）が危険を負担する）

民法534条1項—債権者の危険負担1

特定物売買契約が成立した場合は、不可抗力の危険は、債権者が負担する。

但し、解釈により、「債権者主義は、特約のない限り、目的物が債権者（買主）の現実的な支配に属するに至った時、初めて適用される。即ち登記（登録）、引渡、代金支払いのいずれかがなされたときに、危険は債権者に移転される」

e x. 土地、建物の売買、中古車の売買

民法534条2項—債権者の危険負担2

不特定物売買は、目的物が確定（民法401条による種類債権の特定）したとき、危険は債権者に移転される。

e x. 新車の売買

民法536条—債務者の危険負担1

上記以外の双務契約においては、危険は債務者が負担し、債務者は反対給付の請求権はない。

e x. 賃貸借契約（リース契約は特約がある）、請負契約（建設請負契約は特約がある）

3 民法717条—土地工作物の占有者、所有者の責任

1項は、占有者の過失責任（挙証責任は転換）

2項は、所有者の無過失責任

但し、要件—「土地工作物設置又は保存に瑕疵があること」

工作物に瑕疵がある以上は、これに自然力または第三者・被害者の行為が競合して損害を生じさせた場合でも、工作物責任がある。しかし、全く予想外の強風、豪雨、地震、津波という不可抗力によって工作物が破壊され、それによって損害が生じた時は、工作物に瑕疵がなくとも損害が生じる程のものであれば、因果関係がないことから工作物責任は生じない。

第2 震災関係相談FAQ

発生した被害、問題	対応方法
1 生活全般	
<ul style="list-style-type: none"> ・津波で住んでいた家が流された。また余震が続いたため、家の地盤が崩れ、危険なため家に住めなくなった。 ・津波で、一家の大黒柱が死亡した。 ・津波で勤務先の会社事務所が流され、会社からの給料の支払いもなく、所持金もよきんもない。 ・生活維持のために、どういう救済があるのか。 	<p>→生活再建支援法(住宅の損壊に応じ100万円～50万円の基礎支援、再建方法に応じ200～50万円の加算支援金を支給。受給者は世帯主(ただし、特段の事情があれば、世帯主に準ずる者でも可)、窓口は市町村。賃借人も制度利用できる)</p> <p>→災害弔慰金(生計維持者が死亡→500万円、その他の方が死亡→250万円を支給(いずれも世帯単位)。受給者は家族(兄弟は不可)、窓口は市町村)</p> <p>→社協の小口貸付(最大10万円まで貸付、窓口は社会福祉協議会)</p> <p>※前提として罹災証明をとること</p> <p>→義援金については今後分配が決定される予定。</p> <p>→詳しく説明する場合、内閣府のパンフレット「被災者支援に関する各種制度の概要」を参照</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明はどうやって取ればよい? 	<p>→発行は市町村だが、市町村毎に対応が異なる。行く前に電話で問い合わせるべき。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・2世帯住宅、被災者生活支援法に基づく支援金は2世帯分出るか。 	<p>→住民票が1つであれば、原則として同一世帯として扱われると思われる。例外的に、電気・水道等が別に契約されていれば別世帯と認定される。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・土地の権利証・通帳・免許証・保険証が流されてしまった。 	<p>→権利証等が無くなくても権利自体は無くなるらない。今後の登記も可能。</p> <p>→通帳が無くても払い出しに応じてくれる場合有り。金融機関に問い合わせること。</p> <p>→免許証は、現在再交付業務休止中。ただし、現在のところ、被災地においては不携帯で検挙される可能性は低い。→4/13より各免許センター&気仙沼・南三陸の避難所で順次再交付手続きを開始したとのこと。</p>
2 借家関係(住居一戸建、アパート、マンション)	
<ul style="list-style-type: none"> ・借家が破損or泥だらけで、住めない。家賃払わねばならないか 	<p>→修繕して住めるなら大家に修繕義務あり。大家に修繕請求し、果たされない間家賃払わなくていい</p> <p>もし全く住めないなら賃貸借関係終了。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・住めないとして賃貸借終了の際、敷金返してもらえるか(返さないという大家が多いようである) 	<p>→返してもらえる。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・アパートの建物自体は無事だったが、電気しか使えない。賃料請求は可能か。 	<p>→水道ガスについては、最終的には各会社に料金を支払うもので賃料とは別。建物に損壊がなく寝泊まりできるのであれば全額請求も可能。しかし、今後の付き合いのことも考え、減額・免除も検討しても良いと思われる。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・まだ住める借家なのに大家が危険だから出て行ってくれ等と言われた。出て行かねばならないか。 	<p>→修繕して住めるなら正当事由に当たらない。出て行かなくて良い(最終的には居住可能かどうかの判断による)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生以後、仕事ができず、自宅待機状態である。このままでは、今月の家賃が支払えない。出て行かないといけないのか? 	<p>→家主と相談するしかない。もしくは【生活全般】の各種支援制度を活用。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・アパートの上階が地震で配水管が壊れて、衣類や寝具が、家具が水浸しになってしまった。上階は空き家で、家主が水道の元栓を閉めていなかったため、漏水してしまったものである。 	<p>→元栓を閉めていれば水道管が破損しても漏水は免れたたのであるから、家主に損害賠償請求できる。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸マンションの建物は無事で住めるが、地震でマンション全体の給湯機が壊れてお湯が出なくなったので、お湯が使えず、風呂にも入れない。何か言えないか。 	<p>→住める以上賃料の減額請求は出来ないとも言えるが、賃貸人の修繕義務を果たしていないとすれば、賃料の一部につき支払拒絶をすることができるかもしれない。</p>

3 借家関係2(テナントビル)	
<p>・居飲食店ビルを経営しているが、3月11日以降各テナントは、停電、断水、ガス供給停止により営業ができないようだ。3月末に通常どおり4月分の家賃、管理費等の請求をしてよいか。</p>	<p>→建物が滅失したわけでもなく、周辺の家のガス・水道は全く問題がないのに、1軒だけ配管が破損してしまった場合には、家主の修繕義務違反として賃料の一部の支払いを拒絶することができる。しかし、家屋内の配管に破損はなく、地域全体のガス・水道の供給が止まった場合は、借家人に原則として賃料支払い義務があり、家主は賃料を全額請求できると解される。ただ、家主には、借家人の個別事情に応じて配慮した扱いをすることが望まれる。</p>
<p>・居飲食店ビルの地下の1室を借りて居酒屋を営んでいる、3月11日以降は、停電、断水、ガス供給停止、下水管の安全性への危惧から、3月末まで営業できなかつた。家主から3月末に通常どおり4月分の家賃、管理費等の請求がきたが、3月の休業分相当する分につき、4月分の家賃の減額ができないか。</p>	<p>→上記と同様で、家屋内の配管に破損はなく、地域全体のガス・水道の供給が止まった場合は、借家人に原則として賃料支払い義務があり、家主は賃料を全額請求できると解される。ただ、家主には、借家人の個別事情に応じて配慮した扱いをすることが望まれる。</p>
<p>・10階建ビルの1階フロアを借りて衣類を販売しているが、地震2日後屋上のタンクにつながる配水管が破損し、漏水し商品が水浸しになってしまった。損害賠償請求ができるか。また営業ができない状態だが、家賃を払わないことができるか。</p>	<p>→地震による漏水が起きて、商品に浸水するまでの間に、家主は賃借人に漏水の事実を伝えて、賃借人が商品を避難させることが可能だったか否かで、家主の責任の有無が決まると思われる。</p>
<p>・賃貸ビルが地震により使用不可能となったので、解体せざるを得ない。賃借人への立退料の支払義務はあるか。</p>	<p>→使用不可能(修繕不可能)ということであれば、建物賃貸借契約は終了する。敷金の返還義務はあるが、原則として立退料の支払義務はない。引越代の支払義務もない。なおテナントには、賃貸借契約終了(解約)の通知書は出すべきだろう。なお立ち退くまでの賃料は請求できず、敷金は返還しなければならない。</p>
<p>・テナントビルが地震により壊れ、修繕に4~6ヶ月かかる。テナントから修繕に要する期間が長すぎるので、移転するので移転費用を支払うよう要求があつた。</p>	<p>→修繕まで賃料については支払請求できないが、賃貸借契約の終了や解約事由はないので、移転費用の支払義務はない。</p>
4 借地関係	
<p>土地を借りて店舗を立てて営業していたが、回りの建物と一緒に店が津波で流されてしまった。ここで店を再築しても営業ができないので、土地賃貸借契約を解約したい。ただ、契約期間は30年で、途中解約権も定められていない。</p>	<p>→賃貸借の目的物である土地が存在している以上、履行不能にはならないので、原則として、賃貸借契約は存続する。途中解約も出来ない。しかし、営業店舗所有目的で賃貸して、その周辺に全く何も家も店もなくなつたとすると、土地はあつても契約の目的を達成できない、故に履行不能により契約は終了ということも考えられる。終了となると敷金の返還も問題になるので(土地賃貸の敷金は高額であることが多い)、よく地主と話し合ってみる必要がある。</p>
<p>・地震、津波で借地上の建物が滅失した場合の、借地人や借家人の保護にどのようなものがあるか。</p>	<p>→政令で罹災都市臨時処理法が適用になることになれば、種々の保護がある。借地人については、①存続期間が一律10年に延長、②建物登記なくして対抗できる。借家人について、①優先借地権、借地権優先譲受権、②優先借家権。どれだけ役に立つかは未定。阪神淡路では、駅前に建物が再建されず、優先借家権の例はなかった。</p>
<p>・事業用定期借地権を設定し、残存期間経過後の5年後に原状回復してもらう予定であるが、借地人から地震を契機に地代の減額要請文書が届いた。どうしたらよいか。</p>	<p>→減額要請に応じる義務はない。</p>

5 持ち家関係	
<p>・地震で地盤に大きな亀裂が入った。応急危険度判定で赤紙が貼られ、小学校に避難している。地震保険に加入しているが、建物そのものに被害がなくても、地震保険はでるか？</p>	<p>→地盤に亀裂が入った結果、建物が全損or半損or一部損と認定されれば、地震保険が支給される。保険会社に問い合わせるべき。 なお、火災保険によっては、地震保険に加入してなくても、火災保険の特約としてお見舞い金が支払われることもあるので、契約内容の確認を。</p>
<p>・自宅の壁が倒壊して、隣家の自動車を損壊してしまった。修理費を支払わなければならないか。</p>	<p>→まずは設置・保存に瑕疵があるか否か。瑕疵があれば原則工作物責任あり。不可抗力である場合には、修理費の支払いは免れられるが、不可抗力と言えるかどうかは微妙。2つの結論がどちらもあり得るが、なるべく話し合いで費用を折半するなどして解決してはどうか。</p>
<p>・スーパーマーケットで買い物をしている時に地震があり、スーパーの建物が破損し、建物近くに駐車していた自己所有の車が破損した。スーパーからは、修理費の見積もりを出して欲しいと言われて、7万円の見積もりを出したところ、スーパー側からは、車の損害を受けたお客様、一律3万円の支払いになると言</p>	<p>→民法717条の工作物責任の問題で、工作物に瑕疵があったと言えるかにかかわる。かつては、震度5で壊れるのは瑕疵があり、震度6で壊れた時は瑕疵がないとの判断もなされた。</p>
<p>・家が甚大な被害を受けた。どういった救済があるか。</p>	<p>→生活再建支援法等。【生活全般】参照。</p>
<p>・住宅ローンが残っている家が津波で流されてしまったが、ローンはどうなるの？</p>	<p>→残念ながら、住宅ローンはそのまま残る。ただし、返済猶予や金利引き下げの可能性があり。金融機関もしくは住宅金融支援機構(0120-086-353)に相談。 根本的に支払いが不可能であれば、法テラス(050-3383-5538)利用で自己破産か。 →金融機関に被災者であることを申し出れば、延滞登録されない扱いになると思われる(阪神大震災時の対応)。連絡すれば当面ストップして良い。引落しで支払っていると、金融機関に被災の事実が伝わらないので、なるべく早めに連絡すること。</p>
<p>・火災保険には入っていたが、地震保険には入っていなかった。地震による火災で家が焼失したが、保険金は出るか。</p>	<p>→基本的に、地震保険に入っていない場合には、地震に起因する限り、焼失しても保険金は出ない。ただし、地震火災費用保険金(保険金の5%)や見舞金が出る可能性あり。保険会社に問い合わせ。分からない場合は地震保険契約会社照会センター(0120-501-331)。 ちなみに地震保険は、居住用に限り政府が再保証するものであり、火災焼失の場合の半分が支給されるのが一般である(火災焼失が3000万円であれば、地震、津波による損壊は1500万円)。またJA共済連の建物更正共済は、当然に地震特約が付いており、震災対応型保険と言われており、今回も大いに威力を発揮するものと思われる(JA共済連の建物関係での保険金額が相当な額になる)。</p>
<p>・津波で建物が流され、法務局で滅失登記をする必要があるようだが、どうしたらよいか。</p>	<p>→法務局に届け出るのが原則。法務局と司法書士会・土地家屋調査士会が協同で対応すると思われる。職権による滅失登記も検討されている。</p>
<p>・3階建ての事務所ビルだが、2年前に耐震補強工事をしたが、2階がつぶれて1階と2階だけになってしまった。近隣のビルではそのようなケースがない。</p>	<p>→耐震補強工事を施工した会社の手抜き工事も考えられるので、場合により、施工業者に損害賠償を請求することも可能である。</p>
<p>・津波で家が流された。基礎だけ残っているが、同じ場所に、家を建てることは出来るのか。</p>	<p>→法律により一定期間建築することができなくなる。つまり、個人の私的所有権が制限されることになる。</p>
<p>・地震により、周辺地域全体の土地が、ゆがんだり、亀裂が入り、地盤が沈下して、建物に住めるような状況でなくなった。近所一帯もそうである。今後どうなるのか。</p>	<p>→太白区緑が丘4丁目、西苑、折立、泉区松森、市名坂、宮城野区岩切などの、住宅地、商業地問わず、地盤の弱い地区で同様の現象が起きている。今後どうなるのか検討課題である。</p>

<p>・津波で家が全壊した。土地、建物の固定資産税は どうなるのか。</p>	<p>→建物は無くなったのであるから、課税対象物件 が無くなったので、建物への課税はない。土地につ いても、家を建てられないとすれば、減免の措置が ある。</p>
<p>6 自動車関係</p>	
<p>・自己所有の車が津波で流された。保険おけるか。</p>	<p>→地震特約ないと難しい。保険会社に確認(ほとん どの自動車保険は地震特約が付いていないのが 現状である)。 なお、中断証明(10年間有効)をもらっておけば、 再度自動車を購入し、再度任意保険に加入する場 合に保険料の等級が維持できる。</p>
<p>・地震後、車で逃げようと思ったが、上司が待機と いったため待機していた。しかし車が流された。勤務 中のことなので、国や会社に補償してもらえないか。</p>	<p>→労災は物損には使えないと思われる。上司の判 断に過失が認められるかどうか問題となり得る も、津波の大きさ等は予測困難な事情でもあり、責 任追及は困難ではないか。</p>
<p>・自己所有の車を放置している 自費で処分しなけれ ばならないか、あるいはそもそもどうなるのか</p>	<p>→国が自治体に回収・処分を命じている。基本的 に市町村が対応し、出来ない場合には県が対応す るとのこと。具体的には一時保管所に移動し、一定 期間保管して処分する模様、それに任せれば費用 負担しなくて済むかもしれない。</p>
<p>・津波で流されて使用不能になった自己所有の車に ついて、廃車手続きをしないと税金がかかるので は？</p>	<p>→5月ごろに、納税通知の割賦が送られ、そこに免 除申請書があるので、記載のうえ、提出する。 →3月中に廃車手続きをとらなくても大丈夫</p>
<p>・修理のため、車検のためディーラーのサービス部門 (修理会社)に預けていた車が流された。ユーザーは 会社に対しどこまで言えるか。会社はユーザーにど こまですべきか。</p>	<p>→商事寄託で善管注意義務を負うが、不可抗力と して賠償義務は免れる可能性が高い。</p>
<p>・運転免許の期限が4月1日になっているが、避難所 生活で更新ができない。どうしたらよいか。</p>	<p>→警察庁から、3月11日以降に有効期限が切れ る場合には、8月31日まで延長するとの発表有 り。それまでは運転していて大丈夫。</p>
<p>7 リース関係</p>	
<p>・リース物件が津波で流された。リース代を支払うの か。</p>	<p>→契約書を見ないと分からないが、特約で、不可 抗力で滅失した場合にも支払義務は残ると規定さ れているのが一般。 →ただ、リース物件に保険がかけられているのが 一般であり、保険内容によっては請求されない場 合もある。また、リースの性質にもよるとされる。 →阪神大震災の際には、ほとんどのリース業者が 代金を請求しなかったとのこと。</p>
<p>8 会社組織関係</p>	
<p>・一人株主の代表取締役が津波で死亡した。取締役 4人のうち1人は既に死亡しており、他2人は生存し ている。取締役の新たな補充や、代表取締役の選任 はどうしたらよいか。</p>	<p>→一時取締役を選任補充し、取締役会により代表 取締役を選定するという方法が考えられる。 →会社のオーナーは株主である。会社の最高意思 決定機関は株主総会である。株主の相続人が新た な株主となり、株主総会を開催できる。しかし、その 相続人が会社のことが全く分からなく、関心もない とすれば、その相続人から株式を相当額で会社関 係者が買い取り、株主となって株主総会を開催し、 取締役を選任し、更に取締役会を開いて代表取締 役を選任し会社を運営できるようにすることが考え られる。なお相続人が複数だと1株ずつ共同相続し ているので、過半数以上の共有持分を買い取らな いと株主総会を支配できない。</p>
<p>・事業用資産について、不動産、設備について、地震 保険に入っていた。</p>	<p>→居住用の地震保険と事業用資産の地震保険 は、全くべつの仕組みであり、政府が再保証するも のではない。地震保険の内容に従い、保険金が支 払われることになる。</p>

9 商取引関係	
<p>・受取手形が津波で流されてなくなりました。</p>	<p>→手形がない以上銀行に取立委任ができない。手形の公示催告手続き、除権判決をとって手形の所持に代わる形式的資格を回復する方法もあるが、時間、コストがかかりすぎる。また手形番号も、振り出し先の手形の耳をからしかわからない。振り出し先に万一手形が発見され手形による請求を受け支払わなければならない時は返還すると一筆を書いて(裏書きしていなければそのようなことはないと思うが)、原因債権の履行を求めるしかないのではないかと。これも相手が了解しないと駄目である。</p>
<p>・家族4人(夫、妻、長男、長女)の同族会社で船舶修理業を行っていた。売掛金が600万円位あるが、売掛先は個人の漁業者であり、船が流され漁も出来ず回収の見込みがない。これまで社会保険料として月10万円を支払っていたが、支払いを継続しなければ</p>	<p>→家族従業員に給料を支払っていないのだから、社会保険料の天引きも出来ず、会社も売掛金の回収がないのであるから会社負担分も出せない。社会保険事務所に問い合わせたところ、現在国の方で、減免措置について検討中とのことである。</p>
<p>・夏タイヤをガソリンスタンドやタイヤ販売店に預けていたが、受託会社は沿岸部の倉庫やコンテナでタイヤを保管しており、津波で倉庫やコンテナが流され、タイヤが毀損したり、タイヤが全部ないし一部が行方不明になってしまった。寄託者に対する損害賠償をしなければならぬか。</p>	<p>→商事寄託で善管注意義務を負うが、不可抗力として賠償義務は免れる可能性が高い。</p>
<p>・3月11日に自己所有の車を車検のためディーラーに入庫し、代車の提供を受けて、乗車の上仙台市内の駐車場に駐車していたところで、地震のため、タイヤがパンクし、その他も破損した。ユーザーは、ディーラーに代車の修理代金につき支払いをしなければならないか。</p>	<p>→顧客の側においても、代車の使用保管に当たり、善管注意義務を負うが、今回の震災は不可抗力にあたるため、会社から顧客に対し、代車についての損害賠償請求をすることはできないものと考えられる。もともと、代車の修理代金を支払わなければ留置権を行使すると言われた場合、何時までも車を使えない不利益を考え、修理代金の折半という解決はあり得ると思われる。しかし、これでは、確実に顧客を失う。</p>
<p>・地震のため取り引き先からの入金がなく手形の決済のための当座預金が枯渇した。救済方法があるか。</p>	<p>→他のQ&Aには、「不渡処分を猶予する制度があるので(手形法54条)、これを最大限に利用して(1ヵ月)、最終的に不渡処分、銀行取引停止処分を受けないようにする。」とあるが、不可抗力により手形所持人が支払提示できないときの期間伸長の規定である。振出人は、手形の所持人に手形書替等の支払猶予をお願いするしかないのではないかと。</p>
10 労働関係	
<p>・労災認定についての厚生労働省の方針</p>	<p>→事業所や作業所が倒壊したり、大津波で流出したりして勤務中に被害にあった人には、労災認定する。「勤務中」には、避難中、救助中、通勤中も含まれる。</p>
<p>・会社の従業員が業務中に松島方面で車ごと津波に流されて死亡した。 ・労災認定における業務遂行性&業務起因性の判断?</p>	<p>→労災認定を受けて、死亡保険金を受け取ることになる。 →所定労働時間中に被災したと合理的に推定される場合には、特段の反証理由がない限り業務遂行中としてよい。 →業務起因性についても業務遂行性が認められ、特段の反証事由がなければ業務起因性を認めて差し支えない。 (具体例:作業場が倒壊して被災した場合のみならず、そこから避難する途中で被災した場合も含まれる)</p>

<p>・社会福祉法人が経営している施設が、津波で流された。死者も40人、従業員も1名死亡。法人が責任を負うか？</p>	<p>→施設は、利用者の死亡につき責任はない。従業員については、労災。ただし、業務起因性が一応問題になる。申請する際に再度確認することに。なお、阪神大震災のときには、業務起因性は緩やかに解釈されている。</p>
<p>・ホテルの1階が津波で損害。営業できない。従業員を休業させるしかない。賃金はどうしたらいい？</p>	<p>→雇用調整助成金や中小企業緊急雇用安定助成金等あるから詳しくは労基に相談して。なお、特例で、休業中で離職していなくても失業給付を受給できる可能性有り。</p>
<p>・パート労働者だが、震災の影響で解雇(雇い止め)されたりする危険はあるのか。</p>	<p>→長期間働いているパートであれば正社員と同じく解雇から保護されるが、震災下なので整理解雇が比較的緩やかに認められてしまう可能性がある。 ※整理解雇4要件(①人員削減の必要性、②解雇回避努力、③人選合理性、④手続の相当性)</p>
<p>・震災の影響で自宅待機を命じられている。その間の給料は出るのか。</p>	<p>→職場が地震で完全に壊れた等、使用者の責によらない理由での自宅待機は、賃金の支払義務無し。 これに対し、自宅待機が使用者の責による場合には、賃金の60%を支払う義務有り(労基法26条)</p>
<p>・今回の震災で行方不明となった職員が数名いる。退職手続をとって死亡退職金を支払うことになるが、どう言う段取りになるか。</p>	<p>→失踪宣告、認定死亡により、死亡を確認証明することになる。</p>
<p>・震災の影響で、内定者にしばらくの自宅待機してもらいたい。休業手当である60%の支払と課題レポートの作成を求めようと思うがいかがか。</p>	<p>→課題レポートの作成は業務命令の一環となりかねないので、休業手当の支払に止めたいのであれば、課さない方がよい。また自宅待機についても、事業所ごとの合理性が必要である。</p>
<p>11 生命保険関係</p>	
<p>・死亡した父親が生命保険をかけていたが、保険金額を超える借金があった。相続放棄をし、保険金も諦めるほかないか。</p>	<p>→受取人指定の場合は、相続人固有の財産。</p>
<p>・どこの生命保険に入っているか不明だが、調べる方法は？</p>	<p>→災害地域生保契約照会センターが開設された。電話(0120-001-731)。</p>
<p>・生命保険に関し、被保険者の父、受取人の母が共に死亡した。いずれも未だに行方不明である。誰が保険金を受け取ることになるか。</p>	<p>→被保険者と保険金の受取人が同時に死亡した場合、保険金受取人の法定相続人が自己固有の権利として保険金請求権を取得する。但し生命保険会社によっては約款に規定されている場合もあるので、約款の確認が必要である。 →簡易保険の場合には被保険者の「遺族」が受取人になる(簡保55条1項2号)。「遺族」については、被保険者の配偶者(内縁も含む)、子、父母、孫、祖父母の順に従う(簡保55条2項5号)。</p>
<p>・生命保険に関し、被保険者が行方不明の場合、認定死亡、失踪宣告の他に、死亡保険金を受け取ることができるか。</p>	<p>→自治体の発行する遭難報告書をもって死亡=保険事由の発生との取扱いがなされる。既に保険金の支払いがなされている。</p>
<p>12 相続関係</p>	
<p>・父母を津波で同時に亡くした。自分と兄が生き残った。</p>	<p>→死亡の前後が不明の場合は、同時死亡の推定。相互に相続は生じない。</p>
<p>・遺言があるかどうかの確認は？</p>	<p>→仙台なら二日町か一番町の公証人役場で戸籍謄本等で遺族であることを示しつつ確認可能。自筆証書遺言はあっても津波で流されているだろう。</p>
<p>・震災で行方不明の場合。</p>	<p>→認定死亡制度(手続が必要)。失踪宣告。</p>